

	コンサルタント等契約に関する2026年7月導入施策について 質疑応答	
	質問	回答
1	宿泊費・宿泊手当単価は財務省基準より低い国もあるが、どのように設定しているのか。	宿泊費は、現地事務所で利用実績のある複数のホテル単価を確認し、その中央値、平均値の高い方の金額で設定しています。宿泊手当については、各国ごとに朝食込みの場合は、財務省令が定めた宿泊手当の1/3を控除するかたちで、規定に基づき調整しています。
2	宿泊が発生しない場合や機中泊の扱いはどう整理するのか。	従来どおりガイドラインに従い、機中泊の有無に応じてマイナス計算(-1泊または-2泊)で処理します。宿泊費と宿泊手当は同じ日数分を計上いただきます。ただし、業務分担がある場合のみ実態ベースでの調整となります。
3	国によって宿泊手当が「2/3ルール」と一致しないのはなぜか。これも事務所の調査結果による判断なのか。	宿泊手当は事務所調査を基にした設定を行っていません。原則は改定旅費法の規定のとおり朝食が含まれていれば2/3としています。※確認したところ、数か所の誤りがありましたので、説明資料を修正しました。
4	定額計上費目以外の費目から定額計上への流用時、打合簿は必要か。説明スライドの説明文とフローで内容が異なるが、どちらが正しいか。	実費精算方式で、定額計上以外の費目から定額計上への流用を行う場合は、打合簿は不要です。※説明資料を修正しました。
5	少額交通費は今後請求可能になるのか。	請求可能となります。ただし、精算効率化のためレンタカー等の活用を推奨します。
6	既存案件に新しい宿泊単価は適用されるのか。	原則は日当・宿泊料での支払継続を想定しています。ただし、全体の契約金額が超過しない場合は7月以降の渡航であれば、宿泊費・宿泊手当の適用も可能です。
7	連続渡航(旧制度・新制度跨ぎ)の際の事前確認は必要か。	これまでと同様に事前確認は不要で、精算時の報告で対応となります。
8	宿泊手当の朝食有無は個別ホテル条件で変わるのか。	国ごとの設定に基づくため、個別ホテル事情では調整しません。
9	2月にECFAに提示された宿泊費・宿泊手当より、今回説明されたもので下がった国があるが理由は何か。	為替レート(2026年6月基準)見直しによる変更です。
10	宿泊費が上限を超えた場合の扱いはどうなるか。	特段の追加の精算は行いません。ホテル代の高い時期があれば、安い時期もあると考えられ、また、複数のホテルの中央値か平均値としていますので、全体の中で調整いただけると考えています。
11	民間連携事業部のJICA Biz等も改訂されるということか。	コンサルタント等契約と同様の改定をおこなうか、現在検討中です。改定が決定しましたら、HP等でお知らせします。
12	渡切単価の確認書導入後、精算時の査定はあるのか。	基本的に査定は行いません。適正に設定されることを前提に運用するものです。